



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、1万円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から令和3年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和21年4月1日以前に生まれた方)



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しく下さい。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎22・3366	愛あいケアタクシー	☎20・1090
川上タクシー	☎24・0200	印南交通	☎42・0105
中紀河南タクシー	☎24・1001	南部タクシー	☎0739・72・2133
港タクシー	☎65・3100	介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222
--------	----------	------	----------

人権擁護委員会を よく存知ですか

6月1日は人権擁護委員会法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員会法が施行されたこの日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談所を開設したり、地域住民のみなさまに人権への理解を深めてもらう活動に取り組んでいます。

次の通り、特設人権相談を開設します。1人で悩まず相談してください。

日時 6月1日(月)

午後1時30分～3時

場所

日高町保健福祉総合センター

内容

悩みごと・困りごと・人権相談。相談は無料で、秘密は守られます。



「戦没者等の

遺族に対する弔慰金」について

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき、戦没者等の遺族の方に対する特別弔慰金（第十一回特別弔慰金）を支給しております。

支給内容

額面25万円
5年償還の記名国債

請求期限

令和5年4月2日まで

（請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください）

請求窓口

住民福祉課（☎63・3800）



支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受け方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 戦没者等の死亡当時のご遺族で
令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取
得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の
① 父母
② 孫
③ 祖父母
④ 兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している事等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります

4. 前項の1から3以外の、戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りです

特別弔慰金についてQ&A

Q1

戦没者等の死亡後に生まれた孫は、支給対象になりますか？

A1

特別弔慰金は、「弔慰」の意を表するという制度の趣旨を踏まえ、戦没者等の死亡当時のご遺族（三親等内）を対象としていますので、戦没者等の死亡後に生まれた方は対象になりません。

Q2

国債の償還金は、いつ、どこで受け取ることができるのでしょうか？

A2

特別弔慰金の支給は、無利子の記名国債により行われ、令和3年から毎年1回、償還日（4月15日）以降に均等に支払い（年5万円）を受けることができます。

償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、ご希望の郵便局等を指定していただくことになっています。



詳しくは、住民福祉課（☎63・3800）または、和歌山県県援護担当課（☎073・4441・2485）まで。